

苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の委託業務（以下「工事等」という。）の公示用設計図書に係る質疑応答に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(質疑の受付等)

第2条 財政部契約課が入札又は見積（以下「入札等」という。）を実施する200万円を超える工事等の公示用設計図書に係る質疑は、概ね、条件付一般競争入札に係る工事等については2週間、それ以外の工事等については1週間を目途にそれぞれ定め、告示別表又は指名（見積）通知書において明示する期間、受け付けるものとする。

ただし、入札等に多大な影響を及ぼすと思われる場合は、この限りではない。

2 入札等に参加しようとする者は、公示用設計図書に関して質疑がある場合は、財政部契約課ホームページの一般又は指名競争入札情報の該当工事の質疑欄から電子申請により提出するものとし、電話等による質疑は受け付けないこととする。

(申請画面の作成)

第3条 前条の電子申請は、北海道電子自治体共同システムの簡易申請を利用することとする。

2 告示日ごとに簡易申請画面を作成し、財政部契約課ホームページの入札情報の該当工事欄に質疑欄として設定することとする。

(回答範囲)

第4条 質疑に対する回答の範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 工法
- (2) 数量
- (3) その他（入札等の適正な遂行に支障を及ぼさないもの）

(質疑応答の公表)

第5条 設計担当課は、様式1及び2により回答を作成し、財政部契約課へ電子データにより工事ごとに設定された回答期限日まで随時送付することとする。

なお、質問の追加等の修正がある場合は、修正分ではなく、公表する全データを送付することとする。

2 財政部契約課は、前項により受理した様式2を回答期限日まで随時ホームページに公表する。

この場合、質問業者名は、公表しないこととする。

(その他)

第6条 質疑の受付から回答終了までの日程は、休日その他の事情で変更となる場合があるものとし、工事ごとに告示別表又は入札（見積）通知書に掲載する。

附 則

- 1 この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表試行実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和７年４月１日から施行する。

様式1号

質 疑 書

年 月 日

苫小牧市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

工事番号	
工事名	

項目	内容

発注工事等に寄せられた質問と回答

設計担当課 ○○○課

工事番号	
工事名	

質問日	質問	回答